

茂原市農業委員会第10回総会議事録

- 1 開催日時 令和元年10月 9日(水) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102会議室
- 3 出席農業委員 14名
1番 中村正明
2番 小高一夫
3番 湯浅公夫
4番 蕨直邦
5番 光橋正人
6番 杉浦文子
7番 八角徳政
8番 高山多聞(第一副小委員長)
9番 秋葉仁喜(第二副小委員長) 10番 鈴木幸雄(第一小委員長)
11番 鬼島一郎(第二小委員長) 12番 加藤古志郎(会長)
13番 石井利明(職務代理) 14番 浦島京子
推進委員 3名
早川昇一 富田和男 風戸茂樹
- 5 事務局職員 5名
事務局長 高山浩二 局長補佐 平野孝幸
係長 東條成男 係長 鵜澤史樹
主事 酒井嵩文
- 6 会議に付した議案
・農地法第3条の規定による許可申請について 4件
・農地法第5条の規定による許可申請について 10件
・農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 2件
・第9回総会保留議案 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
- 7 報告
農地法第3条の3第1項の規定による届出について
地目変更登記申請に係る照会について
農業者年金加入推進活動計画について
その他

8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日は第10回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本総会は農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので成立することをご報告いたします。本日の議事案件についてであります。3条申請4件、5条申請10件、許可後の計画変更申請が2件、前回の保留議案が1件の合計17件となります。そのほか報告事項がございます。

現地調査につきましては、3日に第1小委員会で行っております。それでは議事に入らせていただきます。茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

ただ今から総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は4番蕨委員と5番光橋委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。

それでは1号議案です。申請地は南吉田字蒲谷地先外7筆、田14291㎡、畑3913㎡を売買しようとする申請です。買受人は千町の★★さん、売渡人は白子町の★★さん外3人です。申請理由は、申請地を現在耕作及び管理しているため、とのことです。買い受ける農地にて稲、小松菜類を栽培する計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機を所有しております。労働力、技術については、世帯員4名で従事しております。農作業常時従事要件については、世帯員合計で540日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、水利調整や農薬散布について地域と協力し支障のないようにするとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2、3号議案一体計画です。申請地は下太田字西白幡地先外4筆、田2236㎡を借地権の設定しようとする申請です。賃借人は吉井下の★★さん、賃貸人は2号議案が千葉市の★★さん、3号議案が萩原町の★★さんです。申請理由は、良好な農地であるため、とのことです。借り受ける農地にてあぶら菜を栽培する計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在賃借人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクターを所有しており田植機、コンバイン、乾燥機は★★より借用するとのことです。

労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、世帯員合計で280日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、周辺の耕作への支障は見込まれないとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は鷲巣字南町地先、畑471㎡を売買しようとする申請です。買受人は鷲巣の★★さん、売渡人は鷲巣の★★です。申請理由は、自宅に近く耕作しやすいため、とのことです。買い受ける農地にてじゃがいも、なすを栽

培する計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、必要に応じてJAの紹介で借りております。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、世帯員合計で350日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、集落営農や経営体への集積等の取組への支障が無いようにし、農薬の使用方法について近隣の耕作または養畜に注意を払うとのこととです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

以上でございます。

- 会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。
- 第1
小委員長 審議の結果、1号から4号議案については許可という判断に至っております。
- 会長 それでは順次審議します。まず1号議案についてです。現地調査しています。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 許可でよろしいと思います。
- 会長 1号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可ということで決定いたします。次は2号・3号議案一体計画であります。現調しております★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可でよろしいと思います。
- 会長 職務代理いかがですか。
- 職務代理 今年の3月に農地造成で出てきた案件ではありますが、農地造成が終わりまして3条申請が上がってきたということで、借受人の★★さんは★★土地改良区の役員でありまた★★の役員でもあります。しっかりと耕作していただければと思いますので許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見ございますか。
- ★★委員 耕作については全く問題は無いのですが、以前円弧すべりのことを話しさせていただいたのですが、今回擁壁になっているので耕作について問題は無いと思うのですが、借人に影響があってはならないのでその辺はどうなっているのですか。
- 事務局 開発事業者の確認をとったところ、開発区域側からの土砂流出については十分対策をとっているということであります。間知ブロックによる石積擁壁を設置することと、農地側に土が押されないようにするために柱状改良による地盤改良を行っているという報告がありました。
- 会長 他にございますか。なければ2号・3号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号・3号議案については、許可ということで決定いたします。次は4号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 問題になるようなところではないので、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 許可でよろしいと思います。

会長 それでは4号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 4号議案については、許可ということで決定いたします。
次は農地法第5条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。
5号及び6号議案です。一体計画ですので、一括してご説明します。申請地は、箕輪字川フチ地先外1筆、田1609㎡と一体利用する農地以外の土地371.21㎡、合計1980.21㎡です。茂原の★★さんが箕輪の★★さん外1人から土地を買い受けて、倉庫及び駐車場用地とする申請です。申請理由は、遺品整理やリサイクル業を営んでおり、隣接する社有地の既存家屋を事務所とすることに合わせて事業用地とするため、土地選定理由は、県道に接しており利便性が高いため、とのことです。
事業計画としては、建築面積165㎡の倉庫1棟の建築及び5台分の駐車場です。
次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。
続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として市環境保全課に特定事業許可申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、造成は、山砂で1mの盛土を行います。排水は、雨水のみで自然浸透及び既設排水管より一宮川へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。
その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして7号議案です。申請地は、茂原西地先、畑164㎡です。茂原西の★★さんが茂原の★★さんから土地を買い受けて、住宅用地を拡張する申請です。申請理由は、隣接の既存住宅に居住しており既存駐車場の一部を駐輪場としたいこと及び家庭事情で親族の来訪も多く駐車場の増設が必要なため、土地選定理由は、地続きの土地であるため、とのことです。事業計画としては、3台分の駐車場及び庭地とします。
次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。
続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成工事はありません。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。なお、今回の申請農地について農地法の許可を得ず既に駐車場として利用していたことについて指導し、始末書を提出させております。
その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は、大芝三丁目地先外1筆、畑348㎡です。大芝三丁目の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、現在アパート住まいで手狭のため、土地選定理由は、利便性もよく住環境も良好なため、とのことです。事業計画としては、建築面積63.76㎡

の住宅1棟及びカーポート1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成工事は行いません。排水は、南側公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして9号議案です。申請地は、大芝三丁目地先外1筆、畑248㎡です。大芝の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。

申請理由は、現在アパートにて生活しているおり手狭なため、土地選定理由は、区画整理事業により整備され、立地・環境面を考慮しても最適な土地であるため、とのことです。事業計画としては、建築面積57.96㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成工事は行いません。排水は、西側公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして10号議案です。申請地は、早野字霜田地先外10筆、田1659.88㎡と一体利用する農地以外の土地3.97㎡、合計1663.85㎡です。早野の★★さんが早野の★★さんから土地を賃借権の設定により借り受けて、長屋住宅用地とする申請です。申請理由は、長屋住宅により安定収入を図るため、土地選定理由は、住宅として立地・規模等最適の土地と考えたため、とのことです。事業計画としては、建築面積289.35㎡と183.45㎡の長屋住宅を各1棟建設します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は土地改良事業施行区域内にある農地及び農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地があることから、第1種農地と第2種農地の混在する農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則許可できない農地ですが、農地法第33条第4号の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、例外的に許可できると判断されます。第2種農地と判断される農地については、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として市土木管理課に道路工事施工承認申請が、市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、造成工事は行いません。排水は、合併浄化槽による処理後、道路側溝へ放流します。土地改良区については解散しており、★★耕作組合より同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして11号議案です。申請地は、小林字野中地先、田198㎡です。早野の★★さんが六ツ野の★★さん外2人から土地を買い受けて、貸駐車場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、周辺では商業施設が多くあり、商業用、従業員用駐車場として需要が見込めるため、とのことです。事業計画としては、9台分の月極駐車場とします。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成工事を行いません。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案及び農地法第5条の許可後の計画変更承認申請の16号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。申請地は、長尾字川代界地先外6筆、田109㎡、畑619㎡、一体利用する農地以外の土地2508.79㎡、合計3236.79㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業31街区地先外2筆、面積48㎡、一体利用する農地以外の土地147㎡、合計195㎡です。腰当の★★さんが大網白里市の★★さんから土地を買い受けて、貸家用地とする申請です。申請地は、令和元年5月23日付けで宅地分譲用地として農地法第5条の許可を受け既に造成済ですが、換地処分前で地目変更登記ができず、登記簿地目が農地のままであるため、再度農地法の許可を要するものです。申請理由は、買受人の★★の★★さんに居住してもらうため、土地選定理由は、住環境として整っており、また買受人住居の隣接地であるため、とのことです。事業計画としては、建築面積96.89㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成工事を行いません。排水は、北側公共下水道へ接続しております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして13号議案です。申請地は国府関字三升目下地先外1筆、田1497㎡の内869㎡、畑353㎡、合計1222㎡です。東京都の★★さんが国府関の★★さんから使用貸借権の設定により土地を借り受けて無線通信基地局の建設に伴う工事用地として一時転用する申請です。申請理由は、同一地番内への移動無線通信基地局建設に伴い、資材及び工事用車両の置場確保が必要であるため、土地選定理由は、作業の効率化の観点から位置、広さ共に適しているため、とのことです。事業計画としては、工事期間中、仮設養生鉄板を敷いて、掘削車両、ダンプ、杭打機等を搬入、配置する計画です。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則許可できない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号及び第11条第1項第1号の「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」等にあてはまり、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

一時転用期間については、令和元年11月1日から令和2年1月30日までとなっております。農地復元誓約書が提出されております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付さ

れた必要書類で確認しております。

続きまして14号議案です。申請地は、真名字東穴田地先、畑1689㎡です。福岡県の★★さんが真名の★★さん外1人から土地を買い受けて、太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、発電事業を実施するにあたり、平坦で広い規模があり、十分な日照りも得られるため、とのこと。事業計画としては、太陽光パネルを360枚設置します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けております。地域説明について、★★自治会長へ説明したところ、自治会への説明をしていただきご理解いただいたとのこと。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者は3名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。以上でございます。

- 会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。
- 第1
小委員長 5号から14号及び16号議案については許可相当となりましたので報告いたします。
- 会長 それでは順次審議します。5号・6号議案一体計画です。現調しております。
★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 山砂で1m程盛るということでありますが、土砂流出防止を指導し、許可相当でよろしいと思います。
- 事務局 土砂流出防止対策については、境界より3m離してのり切りをして影響の無いように十分注意するということであります。万が一流出した場合には話し合いの上補償するということであります。
- 会長 5号及び6号議案については小委員会の報告どおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号及び6号議案については、許可相当ということに決定いたします。
続きまして、7号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 区画整理済でありますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 それでは7号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案については、許可相当ということに決定いたします。次に8号及び9号議案です。区画整理済の場所です。★★委員いかがですか。

- ★★委員 用途地域内でありまして、区画整理事業済でありますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 それでは8号及び9号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号及び9号議案については、許可相当ということで決定いたします。次に10号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 これはすでに審議済でありますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 10号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということで決定いたします。次に11号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいと思います。
- 会長 それでは11号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案については、許可相当ということで決定いたします。次に12号及び16号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 区画整理事業内でありましてので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 それでは12号及び16号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号及び16号議案については、許可相当ということで決定いたします。次に13号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 一時転用ということでありまして、問題は無いと思われましてので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいと思います。
- 会長 それでは13号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案については、許可相当ということで決定いたします。次に14号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 許可相当でよろしいかと思えます。

会長 それでは14号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは14号議案については、許可相当ということで決定いたします。次は農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明します。
15号議案です。申請地は柴名字柳谷地先外78筆、田48045㎡、畑44435㎡と一体利用する農地以外の土地が77259.92㎡、合計169739.92㎡です。本申請は、東京都の★★さんが建売分譲及び野球練習グラウンド用地とする申請です。
当初許可は平成10年8月19日付け農林水産省指令10関政第763号により許可を受けたのち、平成22年7月26日付け22関計第92号(振)により計画変更承認、さらに平成30年8月10日付け千葉県指令第677号により計画変更承認を受けております。
今回の申請は、施工上や搬入土量削減などの理由により計画の一部を変更する申請です。図面に基づいてご説明します。具体的な変更事項については、調整池及び隣接道路の位置、形状の変更、建売分譲戸数243戸から256戸への変更、工区の変更、道路位置の変更、道路高及び地盤高の変更、緑地面積の減少、です。
今回の変更による新たな農地の取得はありません。周辺農地の営農条件への支障について、排水計画には変更がありません。雨水は道路側溝、管渠を経て調整池に集水後、阿久川・赤目川流域へ接続する計画、汚水は各宅地内で合併浄化槽による処理後、管渠を経て阿久川調整池から放流路に接続する計画です。
他法令に基づく申請として、市都市計画課へ開発行為変更許可申請が、北部林業事務所へ林地開発変更許可申請が、それぞれ提出されております。
承認手続にあたり要件をすべて満たしているかどうかについて、添付すべき必要書類で審査しております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1小委員長 15号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長 審議に移ります。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 許可相当でよろしいと思えます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 きちんとした計画でありますので許可相当でよろしいかと思えます。

会長 それでは15号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは15号議案については、許可相当ということで決定いたします。次に議案第17号第9回総会保留議案についてであります。その後の経過説明をお願いいたします。

事務局

令和元年9月10日開催 第9回総会保留議案 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請地は六ツ野字大塚地先、田2500㎡を売買しようとする申請です。買受人は睦沢町の★★さん、売渡人は習志野市の★★さんです。申請理由は、自宅から耕作可能な距離で、まとまった面積もあり耕作に適しているため、とのこと。買い受ける農地にて稲作を行う計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。ほかに睦沢町に自作地があり、睦沢町農業委員会より農業経営の実態証明が提出されております。睦沢町農業委員会に確認しましたところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、利用状況調査による遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。主な機械の保有については、田植機、耕運機、コンバインを所有しており、またトラクターは現在親族から借りていますが今後自己資金にて導入予定とのこと。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、世帯員合計で370日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、現在未耕作地のため耕作開始により雑草等の影響を防ぐほか周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼさないよう耕作することです。

なお、前回総会時、申請地が草刈りされていなかった件につきまして事務局にて現地調査を行い草刈りされていることを確認しております。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

会長

説明が終わりました。★★委員いかがですか。

★★委員

草刈りは済んでおります。

会長

それでは17号議案ですが許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)

それでは17号議案については、許可ということで決定いたします。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・農業者年金加入推進活動計画について

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。